

議案第36号

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年5月30日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和50年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第7項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第15条第8項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の1項を加える。

21 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第15条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省

令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ
ウ

雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者としてかつ、区長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

とが適当であると認めたものとする。
」

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 15 条第 8 項第 5 号の改正規定及び附則第 4 項の規定は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定（第 15 条第 8 項第 5 号の規定を除く。）及び次項の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 新条例第 15 条第 7 項（第 2 号に係る部分に限り、新条例附則第 2 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した杉並区職員の退職手当に関する条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により同条第 1 項の職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であつて同条例第 15 条第 1 項第 2 号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第 3 項の退職手当の支給を受け終わった日が平成 29 年 4 月 1 日以後であるものについて適用する。

4 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第15条第8項（第5号に係る部分に限り、杉並区職員の退職手当に関する条例第15条第9項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成30年1月1日以後である場合について適用する。

（提案理由）

雇用保険法の一部が改正されたことに伴い、失業者の退職手当を拡充する必要がある。

杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第1項又は第3項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>その者が次のいずれかに該当する場合</u></p> <p>ア <u>特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u></p> <p>イ <u>雇用保険法第22条第2項に規</u></p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第15条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第1項又は第3項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。</p> <p>(1) 略</p>

定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

(3) 略

(4) 略

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第

(2) 略

(3) 略

8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所_____の紹介した職業に就くため、又は区長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第

58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

9～14 略

附 則

1～20 略

21 平成34年3月31日以前に退職

した職員に対する第15条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保
ウ 特定退
険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難第1項に規定する地域内に居住し、かな者であつて、同法第24条の2第1

58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

9～14 略

附 則

1～20 略

つ、区長が同法第24条の2第1項に
項第2号に掲げる者に相当する者とし
規定する指導基準に照らして再就職を
て規則で定める者に該当し、かつ、区
促進するために必要な職業安定法第4
長が同項に規定する指導基準に照らし
条第4項に規定する職業指導を行うこ
て再就職を促進するために必要な職業
とが適当であると認めたもの（アに掲
安定法第4条第4項に規定する職業指
げる者を除く。）
導を行うことが適当であると認めたも

の
とする。
↓